

第5回自殺対策官民連携協働会議委員からの意見等に対する各府省の対応状況
(回答様式)

内閣府

番号・委員	【番号】 1	【委員】 清水委員
意見	自殺者数に関する報道資料の公表に当たっては、報道することによるリスクを理解した上で、相談先の情報を併記する等を、強い要望という形で働きかけた方がいいのではないか。	
現時点における対応状況	3月18日公表の「平成27年中における自殺の状況」に関する事前記者説明の際に、WHO「自殺予防 メディア関係者のための手引き」及び相談先情報に関する資料を配布・説明し、報道に当たっての配慮を要望。	
今後の取組の方向性	引き続き、報道資料の公表に当たって記者説明を行う際に、報道に当たっての留意点や相談先情報の提供を行っていく。	
実施不可又は実施予定なし (理由を必ず記載してください。)		

第5回自殺対策官民連携協働会議委員からの意見等に対する各府省の対応状況
(回答様式)

警察庁

番号・委員	【番号】 2	【委員】 渡辺委員
意見	<p>自殺統計の原因・動機に「うつ病」や「統合失調症」などが挙げられているが、</p> <p>①他殺の可能性がない限り医師に警察から照会が来ない中で、どのように判断しているのか。うつ病にも双極性、単極性、アルコール依存からくるものなどがあり、できる限り正確な病名を示すべきではないか。</p> <p>②裁判において過重労働からうつ病になって自殺したと認定されてはいるが、実際に医者にかかっていない場合は、統計上は「うつ病」による自殺となるのか。</p>	
現時点における対応状況	<p>警察においては、医師の診断がなければ、「うつ病」、「統合失調症」を含む「病気の悩み・影響」として自殺統計に計上することはない。したがって、その可能性があると思われる場合には、医師に照会を行っている。ただし、死亡に近接した時期に発行された診断書がある場合は、医師への照会を行わないこともある。</p> <p>なお、警察においては、自殺の原因・動機がうつ病と認められる場合において、通常、その症状の詳細な区分までは確認していないことから、これらを自殺統計に反映することは困難な現状である。</p>	
今後の取組の方向性		
実施不可又は実施予定なし (理由を必ず記載してください。)		

第5回自殺対策官民連携協働会議委員からの意見等に対する各府省の対応状況
(回答様式)

内閣府・厚生労働省

番号・委員	【番号】 3	【委員】 杉本委員
意見	遺族支援について、各種の相談窓口や必要な手続き等についてのいろいろなリーフレットがある。このような情報をすべての遺族に届くようにしてほしい。	
現時点における対応状況	地域自殺対策強化交付金を活用して、自死遺族のための分かち合いの会等の実施等が行われているほか、都道府県・指定都市に設置されている「地域自殺予防情報センター」において、地域における自死遺族等に対する支援を行っているところ。	
今後の取組の方向性	平成28年度当初予算において地域自殺対策強化交付金を計上し、遺族等が必要とする支援策等に係る情報提供の推進を含めた自死遺族支援を実施する予定。 また、地域自殺予防情報センターを「地域自殺対策推進センター」に改組し、全ての都道府県・指定都市への計画的な設置に向けて取り組むとともに、自死遺族への支援や市町村等の自殺対策を支援する体制や機能を強化する中で、遺族支援に関するリーフレットが必要な方に届くよう、更なる支援体制の充実を図って参りたい。	
実施不可又は実施予定なし (理由を必ず記載してください。)		

第5回自殺対策官民連携協働会議委員からの意見等に対する各府省の対応状況
(回答様式)

内閣府

番号・委員	【番号】 4	【委員】 清水委員、中山委員
意見	地域自殺対策強化交付金における地方負担について、若年層対策のみならず、地域の実情に応じた対策を講じることができるようになりたい。	
現時点における対応状況	平成28年度当初予算案に計上している地域自殺対策強化交付金においては、若年層対策のほか、強化モデル事業として、地域の実情、特性に応じた自殺対策事業のうち、当該自治体で自殺対策の強化に特に効果があり、重点的に取り組むものとして厚生労働省が認める事業について補助する方向で検討中。	
今後の取組の方向性	地域において行われる自殺対策を継続的に実施していくことは重要な課題であり、地域自殺対策強化交付金の運用に当たっては、地域の実情に応じた事業が実施できるように配慮してまいりたい。	
実施不可又は実施予定なし (理由を必ず記載してください。)		

第5回自殺対策官民連携協働会議委員からの意見等に対する各府省の対応状況
(回答様式)

内閣府

番号・委員	【番号】 5	【委員】 中山委員
意見	自治体に自殺対策についての計画を策定することを法的に義務付けていただきたい。	
現時点における対応状況	現在、地方公共団体に対し自殺対策に関する計画の策定を義務付ける自殺対策基本法の改正案が議員立法において検討されているものと承知。	
今後の取組の方向性		
実施不可又は実施予定なし (理由を必ず記載してください。)	現在、地方公共団体に対し自殺対策に関する計画の策定を義務付ける自殺対策基本法の改正案が議員立法において検討されているものと承知しており、当該法案の動向を踏まえ対応してまいりたい。	